

## 令和5年羽咋市農業委員組織総会

- 1 日 時 委員会 令和5年7月20日(木)  
開 会 午後4時15分 休 憩 午後4時35分  
再 開 午後4時40分 閉 会 午後7時25分
- 2 場 所 羽咋市役所401会議室
- 3 出席委員(12人)  
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀  
⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑦松生 朋広 ⑧中村 武史  
⑨高田外喜子 ⑩糺田 幸雄 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(0人)
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(10人)  
⑬梶谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸  
⑰川口 勝博 ⑱宮下 昇 ⑲濱名 猛 ⑳稲農 幹夫  
㉑瀬戸 清明 ㉒石野 公章
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(2人)  
⑳悦永 秀雄 ㉑平内 義博
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議事項
  - (1) 開 会
  - (2) 市長あいさつ
  - (3) 委員紹介(農業委員)
  - (4) 臨時議長選出(地方自治法第107条運用)
  - (5) 議事録署名委員の指名
  - (6) 仮議席の決定
  - (7) 羽咋市農業委員会会長及び会長職務代理者の互選について
  - (8) 新会長、新会長職務代理あいさつ
  - (9) 議席番号の決定について
  - (10) 農地利用最適化推進委員の委嘱について
  - (11) 農業者年金加入推進部長の選出
  - (12) 農業新聞拡張推進部長の選出
  - (13) 認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員(2名)
  - (14) 農業委員会だより編集委員の選出(5名)
  - (15) 農業委員会法令事務の概要について
  - (16) その他事務連絡について
  - (17) 閉 会
- 9 議事録署名委員 9番 高田委員 4番 山上委員
- 10 会議の概要

(羽咋市農業委員辞令交付式)

事務局長 それでは、ただいまから令和5年度羽咋市農業委員会組織総会を開催い

たします。

本日の総会の司会進行を務めます農業委員会事務局長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総会は、改選後初めての総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、市長が召集しております。

ただいまの出席委員は12人で全員出席であり、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超える出席ですので、会議は成立していることを報告いたします。

それでは、岸市長よりご挨拶をいただきます。

市長  
事務局長

(市長あいさつ)

ありがとうございました。

なお、岸市長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(市長退席)

事務局長

それでは、ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本日は、改選後初めての顔合わせでございますので、お手元にあります委員名簿順により名前を読み上げますので、ご起立の上、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員紹介)

(議長席設置)

事務局長

続きまして、臨時議長の選出をいたしたいと思います。

臨時議長の選出につきましては、新会長が選出されるまで、地方自治法107条の規定に準じ、最年長委員の山本委員に臨時の議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

全委員  
事務局長

異議なし。

ご異議なしと認めます。

それでは、山本委員、議長席のほうへよろしく申し上げます。

(山本委員、議長席に着席)

事務局長  
臨時議長

ここからの進行は山本臨時議長をお願いしたいと思います。

ただいまご指名いただきました山本泰夫でございます。

新会長が選任されるまで、臨時議長として議事の運営に努めたいと思いますので、不慣れでございますがよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

まず、日程5、議事録署名委員の指名についてですが、臨時議長から指名をしてよろしいでしょうか。

全委員  
臨時議長

異議なし。

ありがとうございます。

それでは、高田委員、山上委員を議事録署名委員として指名いたします。

続きまして、日程6、仮議席の決定についてですが、委員の皆様が現在着席されている席を仮議席として決定してよろしいでしょうか。

- 全委員 異議なし。  
臨時議長 ありがとうございます。  
本日は、この仮議席のまま会議を進めさせていただき、次の総会から本日決まります議席順にお座りいただきたいと思ひます。  
続きまして、日程7、会長及び会長職務代理者の選出について議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局長 ただいま議題となりました日程7、羽咋市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出についてをご説明申し上げます。  
農業委員会委員改選後、初めての総会でございますので、農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、農業委員会会長、同会長職務代理者の選出を委員の皆様の互選でお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長 農業委員会の会長及び会長職務代理者の選出を行いたいと思ひますが、どのように取り計らいいたしましょうか。  
推薦する委員はございますか。
- 委員 【議長一任または推薦】  
臨時議長 ただいま、議長一任という声がありましたので、私のほうから会長に村委員を、職務代理者に川井委員を推薦したいと思ひますが、ご意見はございませんか。
- 全委員 異議なし。  
臨時議長 それでは、村委員が会長に、職務代理者に川井委員を選出することに賛成の方は挙手願ひます。  
(賛成者挙手)
- 臨時議長 全員の挙手《賛成多数》により、村委員を会長に、川井委員を職務代理者に決定いたします。  
委員各位のご協力により、無事臨時議長の務めを果たすことができました。ありがとうございます。  
以上で臨時議長の任を解かせていただき、新会長と交代いたします。
- 事務局長 山本委員、臨時議長を務めていただき、ありがとうございます。  
それでは、ただいま選出されましたお二方につきまして、前の席のほうへお移りください。よろしくお願ひいたします。  
(新会長、新職務代理者、前に移動)
- 事務局長 ここで、お二方にご挨拶をお願いしたいと思ひます。  
では、村会長からよろしくお願ひいたします。
- 会長 皆様方のご協力とご支援、そして素晴らしい職務代理者がいますので、しっかりと会長の任を果たしていきたいと思ひますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願ひして、簡単ですが挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。(拍手)
- 事務局長 ありがとうございます。  
続きまして、川井会長職務代理者、お願ひいたします。

- 職務代理者 職務代理者ということでご推薦をいただきました川井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)
- 事務局長 ありがとうございます。  
これ以降の議事進行につきましては、新会長に議長をお願いしたいと思います。
- 議長 それでは、議事を進行いたします。  
日程9、議席番号の決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局長 ただいま議題となりました日程9、議席番号の決定について、ご説明申し上げます。  
総会等において議事進行する会長と会長職務代理につきましては、議事進行上、会長の議席番号を12番、会長職務代理を11番とさせていただき、他の委員の方々につきましては、先ほどご承認いただきました仮議席順に抽せんしていただき、議席番号を決定していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま事務局より、議席番号の決定方法の提案がございました。この方法で抽せんしてもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 事務局 では、異議なしとのことでございますので、仮議席順で抽せんを行いたいと思ひます。お願ひします。  
(抽せん)
- 議長 議席番号が決定しましたので、事務局から発表願ひます。
- 事務局長 それでは、議席番号が決定いたしましたので、議席番号を発表させていただきます。  
1番 屋後委員、2番 岩城委員、3番 徳島委員、4番 山上委員、5番 長濱委員、6番 山本委員、7番 松生委員、8番 中村委員、9番 高田委員、10番 糺田委員、11番につきましては川井会長職務代理者、12番につきましては村会長。  
以上でございます。
- 議長 ただいま事務局から議席番号が発表されましたが、次回の総会からは議席番号の席に着いていただくこととなります。  
次に、日程10、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。  
事務局の説明を願ひます。
- 事務局長 農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、お手元に配付してあります名簿に記載された12名の方々を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めます。  
なお、各地区から推薦された推進委員候補者は、羽咋市農地利用最適化推進委員評価委員会で評価を行っていただき、全候補者が適任であるとの報告を受けております。
- 議長 ただいま事務局より説明ありましたが、名簿に記載された12名の方々を

農地利用最適化推進委員として委嘱することについてご意見ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、全員賛成ということで、農地利用最適化推進委員は名簿のとおり決定いたします。

次に、日程11、農業者年金加入推進部長の選出について、日程12、農業新聞拡張推進部長の選出、日程13、認定農業者等農業委員・推進協議会委員の選出、日程14、農業委員会だより編集委員の選出を一括してお諮りいたします。

事務局の説明を願います。

事務局長 日程11、農業者年金加入推進部長の選出についてですが、農業者年金は農業者なら広く加入できる年金制度であります。加入推進を統括する部長1名を選出するものであります。

次に、日程12、農業新聞拡張推進部長の選出につきましては、全国農業新聞は、農業者の法的代表機関である全国農業会議所が発行する週刊の農業専門紙であります。農業委員の取組、活動状況等において地域の参考とすることができます。農業委員の取組と活動計画のため、購読者の拡張を図っており、まずこれを統括する部長1名を選出するものであります。

続きまして、日程13、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員の選出についてですが、石川県農業会議より依頼されているものです。活動としては、年3回程度の会議への参加となり、会長、職務代理者との重複は避け、認定農業者を2名選出するものであります。

日程14、農業委員会だよりの編集委員選出についてですが、農業委員会だよりを原則年1回の発行することとなっており、5名の編集委員を選出するものであります。

説明は以上であります。

議長 この件につきましては、事務局のほうから前回選出の経緯があれば、説明をお願いします。

事務局長 それでは、年金拡張推進部長及び農業新聞の拡張推進部長につきましては、前回までは職務代理者の方に兼務をいただいております。

また、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員及び委員会だよりの編集委員につきましては、会長から提案をいただき選出いたしました。

なお、委員の認定農業者は、川井委員、山上委員、徳島委員、屋後委員、中村委員、松生委員、糀田委員、長濱委員、高田委員の9名でございます。

このほか、会長は石川県農業会議の理事に、高田委員は石川県農業委員会女性協議会会員に就任することとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明ありました年金加入推進部長及び農業新聞の拡張部長につきましては、職務代理者の川井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしということで、そのようにさせていただきます。  
続きまして、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員2名の選出  
ありますが、議長案として、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員  
に糀田委員と中村委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょ  
うか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしということで、そのようにさせていただきます。  
続きまして、本年の農業委員会だよりの編集委員に5名選出いたしま  
す。

議長案として、編集委員に山上委員、岩城委員、屋後委員、松生委員、  
高田委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしということで、そのようにさせていただきます。

以上で、審議事項は終了しますが、会場準備のため一旦休憩し、農地利  
用最適化推進委員の委嘱状の交付式を行います。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(羽咋市農地利用最適化推進委員委嘱状交付式)

議長 それでは、総会を再開いたします。  
日程15、農業委員会法令事務の概要についてを事務局より説明を願いま  
す。

事務局 それでは私のほうから、ご説明をさせていただきたいと思いま  
す。

資料のほうを先に少し確認をさせていただきます。

総会の資料ということで、こういったものがございます。お手元のほう  
に名簿と幾つか資料を入れてございます。

今回は、この総会資料のほうでご説明させていただきます。

まず、3ページをお願いいたします。

1番になります。農業委員・農地利用最適化推進委員の役割についてで  
あります。

まず、農業委員会、こういったような業務を行うのかということですが、  
農地法に基づきます権利移動の許可等に加え、「農地利用の最適化」の推  
進が必須の業務と位置づけられております。

そのためには、委員の皆様での現場での活動が極めて重要であります。こ  
れが農地を守り、地域の維持発展につながることであります。

四角の中に主な業務を記載してあります。

まず、1番目の農地利用の最適化の推進。これにつきましては、具体的  
にはここに3つ書いてあります。担い手への農地集積、集約、耕作放棄地  
の発生防止、新規参入の促進。

2番目としましては、農地パトロール（利用状況調査）ということで、

後半のほうでもまたご説明いたしますが、毎年8月から10月にかけてまして市内の農地の現地調査を実施しております。

3番目としまして、農地の出し手、担い手の意向調査。担い手の高齢化などによりまして、羽咋市でも農業をやめられる方が増えています。農地の所有者や耕作者の意向を把握することによりまして農地集積が図られる。また、委員の皆様には地域の集まりなどにも参加していただきまして情報収集を行うほか、事務局が実施をいたします農地所有者向けのアンケートの回収などにもご協力をお願いいたします。

4つ目につきましては、日々の活動記録簿の作成になります。これも後でご説明いたしますが、上に掲げました活動内容を用紙に記載していただきまして、月ごとに事務局のほうに報告をお願いいたします。

この4点の活動、こちらのほうが囲みの中の右側の上にあります青く囲ってありますけれども「農地を守り、耕作されている農地を耕せるうちに、担い手へ引き継ぐ」、こういったような理念でやっていただくこととなります。

次に、下のほうに農業委員、農地利用最適化推進委員の役割について記載をしております。

農業委員につきましては、農地の権利移動許可の審議や農地転用許可の審議について、合議体としまして決定する主体となります。

これに対しまして農地利用最適化推進委員につきましては、総会などの審議におきまして、報告、意見を述べることとなっており、農業委員は必ず推進委員の意見を聞かなければならないとされております。

農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して業務に取り組んでいただくこととなります。

次に、4ページのほうをお願いいたします。

2番としまして、農地制度・農地法の目的と概要ということです。

農地制度は、農地を取り巻く状況に対応して、農地の効率的な利用、優良農地の確保、新たな農地ニーズへの対応、という考え方に基づいて整備されているものです。

この中でも農地制度の根幹であります農地法につきましては、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、次の施策を行っております。①としまして、農地を農地以外のものにする事への規制、農地転用許可制度というふうと呼ばれております。②としまして、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に考慮した農地の権利取得の促進、農地の権利移動の許可制度になります。③としまして、農地の農業上の利用を確保するための措置の実施ということになります。

それでは、具体的にご説明をいたします。

下の(1)農地の売買及び農地の貸し借り。

一般的には農地法第3条と呼ばれているものでありまして、農地の所有権の移転、賃借権、質権、使用貸借などによる権利の設定、そして移転をするとき、また、贈与で取得するとき、こういった場合に農業委員会の許

可が必要になるものです。

この農地を売買するなり取得するなりの際に必要な条件としまして主に3つございます。1番、全部効率利用要件、取得します全ての農地を効率的に耕作すること。2番、農作業常時従事要件、耕作に必要な農作業に常時従事すること。3番としまして、地域との調和要件、地域の農地の集団化、農作業の効率化などに支障が生じないようにすることです。

そうしまして、下に米印で書いてありますが、下限面積要件の撤廃ということで、従前は農地を新たに取得する際には、下限面積としまして農地の取得の際の最低限の面積というものがございました。ただ、令和5年4月1日から農地法の一部改正によりまして廃止となっております。

ただし、農地を資産の保有目的で取得するとか、登記目的で取得する、そういったことは認められておりません。

ただ、従前、小さな農地を取得する際にはこの下限面積が引っかかりましてなかなか取得できませんでした。例えば100㎡とか50㎡程度の家庭菜園的な農地、自家消費、こういったものを取得するというのが今年4月から可能となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

(2)としまして、農地を宅地等に自己転用する農地法第4条になります。

ご自分が持っておられます農地を宅地や例えば駐車場、そういったものに転用するときなんですけれども県知事の許可が必要になります。これは、県知事につきましては4ha以下、または4haを超えるものにつきましては国の農林水産大臣の許可が必要となります。

この下に4条の例外として2つ書いてございます。200㎡未満(約60坪)の自己所有の農地に農業用の施設をご自分で建設するときには、市の農業委員会への届出だけで済むこととなります。また、2番目としましては、田を畑に転用する畑転、これにつきましても農業委員会への届出だけで許可という形になります。

次、(3)農地を転用する目的で所有権等を移転する場合、農地法第5条という形になります。

これは、農地を転用すると同時に、所有権の移転または賃借権を設定する場合に県知事の許可が必要となるものです。

自分の農地を転用するときには第4条の申請、他人、そしてほかの方の農地を転用して購入、賃借するときには第5条申請となります。

ただ、親御さんの農地を転用して子供さんがその土地に例えば家を建てられる、こういった場合があるかと思いますが、これも第5条の申請が必要となりますので、記憶しておいていただきたいと思います。

次に、(4)農業経営基盤強化促進法に基づきます利用権設定になります。

これにつきましては、市町村が農地利用集積計画というものを作成し、農業委員会の決定を受けたものを公告することにより賃借権の設定の効力が生じるものであり、定められた期間が満了したときには契約が終了す



るものです。農業委員への届出が必要になりますが、農地法3条での権利設定とは異なり、手続のほうが簡単なことから、農地を借りられている方の多くがこの基盤強化促進法に基づいて利用権の設定をされているところでもあります。

次に、(5)農地の賃貸借による合意解約、通知。

これにつきましては、農地法第3条や今ほどの強化促進法によります賃貸借権の契約期間中に何らかの理由によりまして農地の貸し手と出し手の合意に基づき解約する場合、これについて農業委員会会長宛ての通知で足りるということになります。

次に、(6)農地所有適格法人制度であります。

これにつきましては、農地法に基づく一定の要件を満たした法人を農地所有適格法人と呼んでおりまして、この法人に認定されますと農地を借りるだけではなくて取得することができますようになります。農地所有適格法人以外の法人につきましては、農地を借りる際、解除条件付貸借という形になります。

次に、6ページのほうをお願いいたします。

農地転用する場合の具体的な例になりますが、農地転用につきましては、農地を、住宅用地や工場用地などの用地に転換することであり、一時的に資材置場などに利用される場合も一時転用という形になります。

こういったときに農地転用の基準といいますか、そういったものを真ん中から下に書いてあります。

農地区分についてですけれども、申請のあった農地、これを転用してもいいのか悪いのかを判断する際に区分するもので、4種類の農地区分があります。

上のほうから優良農地というふうに位置づけされておりました、一番上の農用地区域内農地、一般的に青地と呼ばれておりますけれども、原則農地以外に使用することはできないものでありまして、右に行っていただきますと許可の方針というところで、立地基準というのがあります。この農用地区域内農地、青地農地につきましては、原則転用が不許可ということになっております。

次の第1種農地につきましては、10ha以上の農地が連なっている農地、そのほか土地改良などをされた農地、これにつきましても原則転用は不許可となります。ただ、一部例外許可というものがありまして、例えば自己住宅などどうしても生活に必要となります施設、それをその農地にしか建てられないということが認められた場合には許可というふうになります。

次に、第2種農地につきましては、市街化が見込まれる農地や生産性の低い小団地の農地であります。周りを農地以外に囲まれている場合、また次の第3種農地、こういったところに立地できない、そういった場合に許可というふうになります。

最後に、第3種農地ということで、市街化をしている地域にある農地、これにつきましては原則転用許可となります。

このように農地の転用申請があったときには、農地区分、転用の目的、周辺農地への影響などを総合的に考えまして、許可が相当かどうかということ判断することになります。

次に、7ページをお願いいたします。

まず、今ほどご説明しました3条、4条、5条などの申請ですけれども、この締切りというのを毎月10日というふうに設定しております。その10日の締切りで申請をいただきまして、3番目になりますけれども、その月の25日をめどに総会を開催いたします。10日の締切りで申請いただきましたものを農業委員会のほうで書類の審査、現地の確認などを行います。そうして、議案書を作りまして、全委員さんのほうにお送りいたします。

また、8ページのほうに調査依頼書というのが記載してありますけれども、それぞれの地区を担当委員さんで分担していただく形になります。その中で、例えば羽咋のほうに転用申請があった、邑知のほうに転用の申請があった、それぞれの担当地区の皆様のほうに調査依頼書というものを議案書と一緒に同封させていただきます。それに基づきまして現地のほうの確認をしていただく形になります。

それで、25日の総会に、この8ページの下のほうに第3条と第5条について例として記載してありますけれども、このような形で報告をしていただきたいと思えます。総会の当日までに現地の確認や事実確認の調査などのご協力をお願いいたします。

そうしまして、この25日の総会が終わった後に、まず3条のほう、農業委員会のほうで許可が出るものにつきましては月末をめどに許可書を申請者の方である譲り受ける方、譲り渡す方、双方に許可書を交付しております。

また、4条、5条、県の許可につきましては、農業委員会総会の意見を添付しまして県のほうに進達、送るという形になります。また、優良農地での転用の場合、県のほうに農業会議という機関がございまして、そちらのほうに諮問するという形になります。

次に、翌月の15日頃には県のほうで審議を行いまして、許可が出た場合には許可書のほうが市の農業委員会のほうに送付される形になります。それを申請者の方のほうに交付するという流れになります。

農地法の申請の調査ポイントにつきましては、3条につきましては農地の現状、そして取得する農地全てを効率的に耕作できるのか、こういったところを見ていただければと思います。

4条、5条につきましては、農用区域の有無、土地改良区及び生産組合の同意の有無、申請面積が必要最小限かということ、そして計画の確実性、こういったことが確認いただければと思います。

そうしまして、⑤なんですけど転用面積が1,000㎡以上を超えるときには、25日の総会に現地のほうを、総会に出席されている委員さん全員で確認するということになりますので、またご協力のほうをお願いいたします。

次に、9ページをお願いいたします。

(3)活動報告書になります。

先ほどもご説明をいたしました、委員の皆さんの日々の活動の記録としまして、活動報告書に記載していただきまして提出をお願いいたします。ここには実際書いていただく記載例を挙げてありますが、町内の農家さんなどから賃借権や売買について相談を受けたとか、総会の調査案件があり事実確認などを行った。また、農地の見回りをしたとか、地区の会議に出席したなど、何でも結構でございますので記入いただければと思います。特に土地所有者の方や担い手の方から農地の貸し借りについて相談を受けた場合は特に重要な活動になりますので記録をお願いいたします。

資料の中にも1枚紙があるかと思えます。

実際、今日から来月の総会までにつきまして、この活動報告書に記載いただきまして来月の総会に出席される際に提出をお願いいたします。

次に、10ページ、4、農地パトロールについてであります。

これにつきましては、先ほどもご説明しましたが市内の農地の全てを対象に現地確認を行うものであります。目的としましては、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止などになります。

調査につきましては、毎年8月から10月にかけて、荒廃農地調査と併せて実施をしていただいております。事務局のほうで地区ごとに地図と対象農地の一覧表を作成しましてお渡しをいたします。それを基にしまして現地を見回り、耕作状況を確認していただきまして、次の4区分に分類をしていただきます。耕作されている農地と、次が1号遊休農地ということで緑区分、少し手を入れればまた耕作ができるという農地。次に、黄区分としまして、大規模な整備をしないとなかなか農地として利用できない遊休農地。そうしまして、もう既に現地が森林化、原野化して復元が難しいような農地、これにつきましては荒廃農地という形になります。こういったようなものを分類していただくことになります。

皆様の机の上に緑の帽子と腕章、そして黄色いマグネットが置いてございます。この農地パトロールをする際に使用していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、詳しいことにつきましては、後日改めて説明をさせていただきます。

次に、11ページ、お願いいたします。

一応お願いで、これは研修のご案内という形になるんですが、令和5年度の農業委員会研修・農地パトロールの出発式についてであります。来月8月7日月曜日になりますけれども、午後1時半から4時にかけて、志賀町の文化ホールの大ホールで農業委員会の研修会と農地パトロールの出発式が予定をされております。

詳細につきましては、こちらのほうに記載したとおりでありますけれども、当日は、12時45分に市役所の正面からマイクロバスを出しますので、ご利用をお願いしたいと思っています。

また、どうしても都合が悪くて欠席される方や自家用車で現地に行かれ

る方につきましては、7月28日金曜日、来週の金曜日、事務局のほうまでご連絡をお願いいたします。

次に、12ページ、A3の折り込みになっておりますけれども、開いて確認いただきたいと思います。

先ほどから担当地区ということでご説明をしておりましたが、一般的にいいますと公民館単位になります。羽咋・千里浜地区、粟ノ保地区、富永地区、邑知地区、神子原地区、余喜地区、鹿島路地区、越路野地区、一ノ宮地区、上甘田地区に分類しまして、それぞれの地域においてになります委員さんごとに担当していただきます町会を事務局のほうで決めさせていただきます。

表のほうと地図のほう、色を分けまして記載をしてあります。こういう区分でこれからの3年間、この地区の担当ということでお願いいたします。

また、地域の都合が悪いようなことがございましたら、地区内の委員さんで調整をしていただければと思います。調整があった場合には、事務局のほうまでまたご連絡をお願いいたします。

説明は以上になります。

議長 ただいま事務局よりたくさんの説明がありました。ここで何か質問と言われてもなかなか難しいと思いますので、もし聞きたいこと、またこれはどうだということは直接事務局のほうへ問われても結構なので、その都度事務局に確認をしていただきたいと思います。それで事務局、よろしいですか。

事務局 また何かありましたら、奥なり石端のほうにご連絡をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、日程16、その他の事務連絡について、事務局、お願いします。

事務局 それでは、14ページのほうをお願いいたします。

これにつきましては、令和5年度の会議等の予定表になります。

一番上が今日の農業委員会の組織総会になりまして、8月7日の農業委員の研修会等々を記載してあります。毎月25日に総会を実施いたします。曜日の関係で多少前後する場合がありますので、よろしくをお願いいたします。

また、中段のほうになりますけれども、11月16日に県の農業委員会の大会がございます。またご案内をいたしますので、ご都合つく方は参加をお願いいたします。

ただ、この予定表につきましては変更になる場合もありますので、その際はご案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

次に、15ページのほうになります。

農地利用最適化推進委員の農業委員会総会への出席ということで、農業委員の方につきましては総会のほうは毎回出席ということでお願いをいたします。最適化推進委員さんにつきましては3か月に1回の出席ということでお願いをしております。来月の8月の総会から、12人の定員のうち

の4人ずつを交互に出席いただくこととなります。8月につきましては、梶谷委員、松岡委員、村田委員、大谷委員となります。9月から順次ご都合をつけて出席をお願いいたします。

このほか、担当地区のほうで転用などの案件がありました場合は出席をお願いいたしますので、併せてお願いいたします。

次に、16ページ、お願いいたします。

農業委員会委員の報酬についてであります。

農業委員会の報酬につきましては、条例で定められておりまして、会長が月額6,000円、職務代理者につきましては5,500円、委員につきましては5,000円ということになります。このほか現地調査手当としまして月額6,000円をお支払いする形になります。

それぞれ月末に締めまして翌月の最終金曜日を目途に指定していただきました口座のほうに振込をさせていただきます。ただ、源泉ということに少し源泉した金額になりますので、ご了解をお願いいたします。

このほか、会議なんかに出ていただきました場合にも月額報酬をお支払いをしますので、よろしくお願いいたします。

次に、17ページになりますけれども、羽咋市農業委員会委員親睦会会則というものをおつけいたしました。

農業委員会は親睦会というものを設けております。この親睦会につきましては、会員相互の親睦や福利厚生を増進を図るということを目的にして設置をしております、会員の研修、互助給付、親睦を図るためのものになります。

委員全員の加入をお願いしたいと思っております。会費につきましては、第9条のほうに書いてございますけれども、これまで毎月3,000円を月末に各口座から引き落としをさせていただいております。3年間の任期で残金が生じた場合があります。こういった場合は、皆様のほうに返金いたしますので、よろしくお願いいたします。

来月の会議の報酬といえますか、9月から会費のほうを引き落としさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

親睦会については以上になります。

あと、お手元のほうに全国農業新聞のチラシが入っているかと思っておりますけれども、これまで委員の皆様には全国農業新聞の講読をお願いしております。今回新たに委員になられた方につきましても講読をお願いするものです。

ただ、講読料のほうは月700円かかります。申込みにつきましては事務局のほうで行いますが、半年に一度引き落としをさせていただくこととなりますので、ご了解をお願いしたいと思っております。

事務連絡については以上になります。

議長 ただいま事務局より説明がありました。何かご質問等があればお願いしたいんですけども。

事務局 会長、親睦会の会費の件と農業新聞の講読の件につきまして、皆さんの

ほうの。

議長 今ほど事務局より委員会の親睦会の会費、月3,000円ということですが、前回まで全員に入っていて、わずかな報酬の中から毎月3,000円を引かさせていただきました。そして、もし残ればその分は案分していただきお返しということになっておりますが、全員の方の加入でよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 では、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、全国農業新聞について、新たに委員になられた方、講読をお願ひしたいんですけれども、これもまた任期3年間ございますので、月700円、半期引き落としということで、またこれもよろしくお願ひしたいと思ひます。ご協力のほどよろしくお願ひします。週1回郵送で送ってきますので、あまり見るところがないかもしれませんけれども、またご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 よろしくお願ひいたします。

すみません。資料があと2つあります。もうしばらくだけお時間お願ひいたします。

カラーの資料を2枚入れてございます。

1点目が地域計画の作成についてということで、これにつきましては各市町村で人・農地プランというのをつくっております。国のほうがこの人・農地プランをもっと自主的なものにするということで、農地計画、地域計画をつくりなさいというふうに定められておまして、令和5年、6年、この2年間で地域計画をつくることとなります。

農業委員会がどう関わるのかということにつきましては、この資料の左下となります。農業委員会の役割ということで、主に2点ございます。現況地図、実際、人・農地プランで農地を誰が作っているかというものを示した地図になりますけれども、これを基にしまして目標地図を作るんですが、この素案を農業委員会がつくりまして市に提出することになります。また、地域での協議の場に参加する、こういったこととなります。

また詳しいことにつきましては、その都度ご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、「農地バンクが遊休農地を解消します！」というチラシになります。これは北陸農政局、国のほうから説明をしてくださいということで来たものなんですけれども、今、農地を荒らかしてあると、そういった農地を活用する際に使っていただけないかと、そういったような制度になります。荒らかしてある農地を農地バンクに通して人に貸す場合に、1反当たり4万3,000円を上限としまして、中間管理機構（農地バンク）が整備をしてお貸しをするという制度になります。

また、こういったものがございますので、詳しいことがもしありましたら、説明せよというふうになればまたご説明しますので、こういった制度

があるということだけご記憶いただければと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

説明は以上です。

議長 ほかに皆さん何かご意見などありませんか。

なければ、以上をもちまして、令和5年羽咋市農業委員会組織総会を閉  
会いたします。

お疲れさまでした。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人